

◇合併協議に必要な項目の検討について

過日行なわれた市長会談の結果と、第 3 回新市建設研究会における指示事項を踏まえて、合併協議に必要な下記項目について検討を行ないました。いずれの内容についても、最終的には法定の合併協議会で議論される内容であります。合併の判断材料となり得るよう一つの考え方として事務レベルでの検討結果の報告を承認し、今後研究会としてさらなる研究を深めて参ります。

協議項目	検討結果	
合併の方式	<p>新設合併</p> <p><理由> 市と市の合併であり、対等な立場で新市の新しいまちづくりを進めていく観点から「新設合併」が望ましいと考える。</p>	
新市の名称	<p>○公募等（現在の両市名も可とした公募あるいはアンケートの実施）</p>	<p>○新市名は公募とし、地域自治区として桐生区・みどり区を設定</p>
	<p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「桐生市」は、長年桐生広域圏を牽引してきた当地域の中心都市であり、全国的な知名度が高い。 ・「みどり市」は、この 10 年間市の名称に愛着と誇りをもって一体感の醸成に努めてきたところであり、誕生間もない市名ではあるものの、大切にしたい思いがある。 ・新設(対等)合併する場合の新市の名称は市民公募等で決定することが公平・公正である。 ・新市の名称が新しい名称となる場合には、旧市名を残すことも検討する。 	
事務所の位置	<p>○JR 岩宿駅周辺</p> <p><理由> 将来的に人口増が見込まれる地域で、JR 両毛線岩宿駅や国道 50 号に隣接し、北関東自動車道 太田・薮塚 IC には 15 分程度でアクセスできることから、交通の便に優位性があり、市民の来庁や市外からの訪問に対しても利便性が高い。また、駅の南口には商業施設等の立地が見られ、一定の市街化が図られていることから土地利用上の影響も小さい。更に、市場の敷地付近に建設する場合には、他の施設との複合化も視野に入れられる。</p>	<p>○桐生市広沢町 2 丁目地内 ～新桐生駅に隣接する既存ビルを活用～</p> <p><理由> 既存ビルを活用することで、建設経費は大幅に縮減できる。新桐生駅とのアクセス性が良く、本庁舎の機能を果たす施設規模を有する。県道桐生伊勢崎線に隣接し、国道 50 号線にも近接する好立地となる。また、桐生市の市街化区域内であることから、一定の都市基盤が整備されており、今後も更に市街化を図っていくべき区域である。</p>
議会議員の定数、任期	<p>定数：34 人の範囲内 <理由>平成 23 年改正前の地方自治法第 91 条第 2 項第 7 号では「人口 10 万人以上 20 万人未満の市 34 人」となっている。</p>	
	<p>任期：2 年の範囲内 <理由>市町村の合併の特例に関する法律第 9 条により 2 年の範囲内で在任特例を設定する。</p>	